法律又は政令の名称	毒物及び劇物指定令
規制の名称	毒物及び劇物指定令の一部改正
規制の区分	新設(改正)(拡充、緩和)、廃止
担当部局	厚生生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
評価実施時期	令和3年11月
規制の目的、内容及び必要性	② 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)
直接的な費用の把握	 ④ 「遵守費用」は金銭価値化 (遵守費用について) 毒物劇物営業者には、以下の遵守費用が生じる。 ① 各銭の申請等に係る事務負担 ② 施設の鼓騰整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用 ③ 盗難、流出等を防止する措置 ④ 容器及び貯蔵場所への「医薬用外」、「劇物」の表示 ⑤ 販売、授与を行う際の書面の作成、保存及び譲受人に対する情報提供 ⑥ 事故発生時における保健所等への届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置なお、新たに規制対象となる劇物を取り扱うに当たり、既存の設備をそのまま使用することが可能な場合もあれば、新たに施設を整備しなければならない場合もあり、毒物劇物営業者によって大きく異なるため、定量化することが困難である。 (行政費用について) 新たに劇物に指定した場合、立入検査、登録等の適切な規制を行うための業務が増加したとしても、現行体制で対応可能であると考えられるため特段の費用は発生しないものと考える。 ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 (遵守費用について) 指定令において劇物から除外される場合、先述した施設の設備整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用等の負担が軽減される。 (行政費用について) 指定令において劇物から除外される場合、先述した施設の設備整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用等の負担が軽減される。 (行政費用について) 指定令において劇物から除外される場合、立入検査又は登録等の適切な規制を行うための業務が今後不要となる。
直接的な効果(便益)の把握	

副次的な影響及び波及的な影 響の把握	⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要事業活動の要件として毒物劇物営業者(製造業者、輸入業者、販売業者)の登録が必要であり、新規参入者は、構造設備基準に基づく施設等の初期投資が必要となる。
費用と効果(便益)の把握	
代替案との比較	
その他の関連事項	⑦ 評価の活用状況等の明記 令和3年4月28日に開催された令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会において、劇物への指定、劇物からの除外について、「適当」との答申が得られている。 当該部会は、公開されており、評価に用いたデータ及び文献等に関する情報は、厚生労働省のホームページに掲載されている。
事後評価の実施時期等	 <u>8 事後評価の実施時期の明記</u> おおよそ1年後を目処とする。 <u>9 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</u> 現在、毒物等に指定されていない物質及び既に毒物等に指定されている物質に関して、それまでに国において得られた新たな知見に基づき、法第23条の2の規定により薬事・食品衛生審議会の意見を聴取し、必要に応じて毒物等の指定又は指定の除外を行う。